

内閣委員会  
議録  
第二十八号

昭和三十三年四月八日(火曜日)

午前十一時七分開議

出席委員

委員長 福永 健司君

理事高橋 等君 理事保科善四郎君

理事前田 正男君 理事山本 正一君

理事石橋 政嗣君 理事受田 新吉君

安藤 覺君 大橋 忠一君

大坪 保雄君 北 吟吉君

小金 義照君 中馬 辰猪君

田村 元君 中川 俊思君

辻 政信君 林 唯義君

永山 忠則君 眞崎 勝次君

船田 中君 飛鳥田一雄君

粟山 博君 稲村 隆一君

淡谷 悠藏君 中村 高一君

出席國務大臣 津島 壽一君

出席政府委員 今松 治郎君

總理府總務長官 今松 治郎君

總理府事務官 八卷淳之輔君

(恩給局長) 上村健太郎君

副總務長官 門叶 宗雄君

防衛庁參事官 宗雄君

(長官官房長) 宗雄君

委員外の出席者 専門員 安倍 三郎君

四月八日

委員大村清一君、田村元君、眞崎勝

次君及び山本象吉君辭任につき、そ

の補欠として安藤覺君、中馬辰猪君、

井出一太郎君及び粟山博君が議長の

指名で委員に選任された。

同日

委員中馬辰猪君、安藤覺君、大橋忠

一君、永山忠則君及び井出一太郎君

辭任につき、その補欠として田村元

君、大村清一君、薄田美嗣君、山本

象吉君及び眞崎勝次君が議長の指名

で委員に選任された。

四月七日

元滿鉄社員に恩給法等適用に関する

請願(安藤覺君紹介)(第二七二二号)  
同(補地養之輔君紹介)(第二七二三号)  
同外六件(小川半次君紹介)(第二七六六号)  
同(齋藤憲三君紹介)(第二八二八号)  
旧軍人関係恩給の加算制復元に関する請願(河本敏夫君紹介)(第二七二四号)  
同(床次徳二君紹介)(第二七二五号)  
同外一件(中根根康弘君紹介)(第二七六七号)  
同(山本象吉君紹介)(第二八三七号)  
建設省定員外職員の身分保障等に関する請願外一件(徳安實藏君紹介)(第二七一六号)  
建国記念日制定反対に関する請願外三十三件(辻原弘市君紹介)(第二七一七号)  
同外十八件(櫻井奎夫君紹介)(第二七四四号)  
同外二十三件(中村時雄君紹介)(第二七四五号)  
同外二十三件(芳賀貢君紹介)(第二七四六号)  
同外五十二件(河野正君紹介)(第二七六九号)

同外百三件(横路節雄君紹介)(第二七七〇号)  
恩給法等の一部を改正する法律案中一部修正に関する請願(江崎眞澄君紹介)(第二七六五号)  
恩給調整に関する請願(長井源君紹介)(第二七六八号)  
建国記念日制定に関する請願(早稲田柳右エ門君紹介)(第二七七一号)  
同(赤澤正道君紹介)(第二八二六号)  
同(生田宏二君紹介)(第二八三八号)  
建設省福島工事事務所臨時職員的身分保障に関する請願(田中利勝君紹介)(第二七二二号)  
内閣に部落対策審議会設置等に関する請願(竹山祐太郎君外二名紹介)(第二七八六号)  
農林省定員外職員の全員定員化に関する請願(有田喜二君紹介)(第二八二一七号)  
沖繩の戦時徴用船に対する損害補償に関する請願(床次徳二君紹介)(第二八三五号)  
靖国神社の国家管掌等に関する請願(福田篤泰君紹介)(第二八三六号)  
の審査を本委員会に付託された。

本日(の)會議に付した案件  
恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九四号)  
防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十六回国会閣法第一一五五号)  
駐留軍関係保釋職者等臨時措置法案起草に関する件

○福永委員長 これより會議を開きます。  
恩給法等の一部を改正する法律案を議題といたします。  
討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許します。淡谷悠藏君。  
○淡谷委員 ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案について、日本社会党を代表して、反対の討論を行います。  
反対の第一の理由は、この法律案が、提案理由の説明にうたわれているようなことは、非常に違っておるといふ点であります。上に薄く下に厚くする精神に立脚したものと、これはお残りますが、事実はそのうじやございませぬ。戦没軍人の遺族、重傷病者、高年令者の処遇の向上に重点を置くという看板は掲げておられますけれども、実際においては、なお上級職業軍人の戦時中の財産権の温存にねらいを持ったものであるというところは、明らかであります。なるほど、将官を現行の通り据え置いて、大佐を二割、中佐を四割、少佐を五割、大尉は七割、中尉は八割、少尉は九割というペースアップをしたというところは、これはうなずけますけれども、現実に現われた姿は、必ずしもその通りではございません。その恩給法を算定いたします基礎につきましては、上に薄く下に厚いという新しい概念は、全く取り入れられておりません。すなわち、大尉は七十二万六千円、大佐は三十七万五千円、大尉

は二十三万六千三百円と、職業軍人の間にもはなはだしい階級差が設けられており、さらに准士官が十三万九千二百円、曹長または上等兵曹が十一万一千六百円、軍曹または一等兵曹が十万四千四百円、伍長または二等兵曹が十万八千円と、極端に下げられまして、兵に至っては九万円という、はなはだしい差別待遇をそのままに残しております。これで一体どこに、上に薄く下に厚くしたという実績が表われているでございませうか。ここには、軍人を職業として戦争の指揮に当たった者の遺族に比べて、赤紙で召集された一般兵士の遺族には、依然として犠牲をしい続けている戦争中の階級概念が、強く残っているといわざるを得ないのであります。こうした現実をそのままにしておいて、多少の増加率を下に厚くしたことをもって、上に薄く下に厚くしたというならば、これはまさに國民をこまかし、兵の遺族を愚弄する悪質なものと思つておられます。しかも階級差をなくしたという傷病恩給が、その額が低過ぎて、傷病恩給関係者に不平を抱かせておられることも事実であります。下級軍人に対する加算制を認めないで、生きていた兵隊七十五万が大きな不満を持っておられることは、まさに羊頭を掲げて狗肉を売るといふ言葉どころか、軍旗を掲げて骸骨を売るといふことであります。  
仮定俸給表を是正して、中尉相当額以下のものはすべて中尉相当額に引き

上げ、その不均衡を是正することをわれわれは主張いたして参りました。これに對して生きていたる將軍たちは、既得権の侵害だとか、財産権の収奪だとかと、さかしらに憲法違反論を振り回しておられますけれども、これは現存する自衛隊の違憲に比しましては、まことに根柢の薄いものであります。私はせめて生きていたる將軍たちが、かつての戦争中の覚悟を今取り返し、まして、まず既得権を奉還して、表看板はどうあろうとも、実質的には兵の遺族や傷病者のために厚く報いる勇氣をなおお持ちになつておることを心から希望いたします。当時の戦争は、政府や軍部みずから言つておりましたように総力戦であります。軍人たると一般市民たると戦争遂行の任務と生命の危険については、ほとんど差のない段階にまで戦争の様態が變つておりました。現実には一般市民が家を焼かれ、一家の柱となるべき人を失い、生活を破壊された人々は何十万、何百万とおります。これらの人々は、今一体何の救済を受けているでしょうか。

恩給法一本にまとめられ、法文上は公務員という概念で表現されたが、附則で旧軍人という扱いを受けているのであります。理念的にも、また戦争責任の意味においても、旧職業軍人並びに戦争犯罪人は論外でありますし、その他の軍人にしましては、赤紙一枚で天皇のために云々という、全くの旧軍国主義の思想を引く観念論ないしは感情論で弱動されて、軍人恩給は権利であり、社会保障などという恩恵を受けるのではないというふうになつては、明らかに軍国主義思想の復活の温床となるべきもので、これがわれわれの反對する第三の理由であります。

しかも今度の予算編成が大詰めに近づいたところに、旧軍隊の組織をまねて編成された恩給団体は、東京九段に本部を設け、全国から集まつた約二十人の旧軍人や遺族に作戦命令を下し、デモ隊が自民党本部を埋め尽し、進軍ラッパを吹き鳴らし、軍旗を押し立てて首相官邸に押しかけたという、そんな圧力を屈して、將軍金を受すというそしりを受けたら、生きていたる將軍、死せる兵に何のくせあつて相まみえるでありませんか。文官並みにするという理由をさかしらに掲げても、文官恩給は百八十億、軍人恩給は八百五十四億、總額において財政をはなはだしく圧迫するのは軍人恩給であり、軍人がひとしく受けた戦争犠牲の救済を要求せずに、軍人の決死報國の精神をあり、日本國憲法に定められた國民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有し、あるいはすべての生活部門について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないという國民の新しい

権利の主張を、何らかの施しを受けるがごとき観念を持たせるといふことは、これこそ明治憲法の観念に支配された時代錯誤のものはなほださきものであり、また國家を誤らした軍閥と旧職業軍人の悪宣伝に歸する軍国思想復活論にすぎないのであります。新憲法下の生活保障は、旧軍人としての権利ではなくて、新しい國民のそれであらなければなりません。

この立場に立つて一般の國民とひとしく生活を保障され、健康を保障され、さらに子女の教育を保障されたならば、既得権の上にあぐらをかくとする特殊な人たちはともかくも、國民とともに苦しみ、ともに喜ぶ立場に賛成することをかたく私は信ずるものであります。文官恩給との不均衡を言ひ前にも、社会保障制度から取り残されておる膨大な戦争犠牲者、低所得者階層との不均衡を取り上げなければなりません。従つて無原則な軍人恩給の増額よりも、國民年金制度の実現に一步を踏み出すことこそ急務であつて、恩給費の扱いは國民年金制度に移行するための過渡的性格のものとして処理されねばならぬのであります。すでに政府においても國民年金制度の研究にとりかかつておるようであります。もし軍人恩給の財政圧迫が國民年金制度の実現を妨げるようになれば、旧軍人と國民の間には相剋の起ることなきも保しがたいのであります。不均衡を正しに薄く下に厚くするといふことになりそがないならば、恩給法改正に當つてあくまでも國民的な立場に當つてその精神を貫かなければならないのであります。これをことさらに旧軍人恩給観念を取り上げて、遺家族と傷病者の

陰に隠れて軍人恩給の増額にのみ強い要求を押し切ろうとするならば、これは決して戦争処理に値するものではなく、一步誤れば新しい戦争準備にもなりかねないのであります。大將に比べては厚くされても何ほどにもならない恩給を実額的に上回る國民年金に変わることに、おそろく多くの旧兵士諸君の遺族は決して不満を感じないことでありましようし、軍人恩給の観念に執着して戦争の亡霊をおびき寄せることは断じて英霊に報いるゆえんではありません。恩給増額に名をかりて軍国思想復活のきざしがすでに明らかであります。旧軍人らの恩給復活は、すでに消滅した旧陸海軍制度の部分的復活であり、再軍備政策の一環としての性格を強く持つておるのに、これをますます増強しようとするのは、將來ますますの気の毒な多数の遺家族を作り出すおそれがあり、むしろ戦争処理とともに軍人恩給の問題も急速に処理して、社会保障制度を確立することこそが緊急の課題であり、真に遺族傷病者に報いるゆえんでもございます。今日の段階においては、恩給制度一般の再検討が國民を対象とした國民年金制度との関連のもとになさるべきであつて、これと矛盾するような今回の政府原案に反對して私の討論を終ります。

○福永委員長 保科善四郎君。  
○保科委員 私は自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となつております恩給法等の一部を改正する法律案に對しまして賛成の討論を行わんとするものであります。

御承知のごとく、いわゆる六八勅令によりまして停止または圧縮をされました旧軍人等の恩給につきましては、政府は昭和二十八年に、不十分ではありましたが、戦没軍人の遺族並びに戦傷病者に対する補償に重点を置きましてこれが復活の措置を講じ、その後またさらには仮定年額を引上げ上げたところから公務者の範圍を拡大するなどの國家財政を考慮しつつ逐次改善の措置をとつたのであります。当時社会党の左派は旧軍人の恩給の復活は再軍備の前提であるとして強く反對されました。社会党の右派は条件を付して賛成をされたのであります。われわれは、戦没者遺族や傷病軍人等に對しましては、國家は恩給支給の約束をいたしてあり、非常な犠牲を払われたのでありますから、國家としては当然その責任を果すべき措置であると思ひまして、政府の施策に全幅の賛意を表した次第であります。

今回の改正法案は臨時恩給等調査会の報告を尊重いたしました。國家財政や経済事情等を勘案し、文官恩給に比しはなほ不公平な取扱いを受けていました戦没軍人遺族と戦傷病者の処遇の改善並びに老齢退職公務員の処遇の向上に重点を置きまして問題の総合的解決をはかりようとするものであり、これが実施に當つては戦没軍人遺族、重傷病者、高年齢者を先にいたしまして、処遇改善の対象は六十才以上の老齢者、未亡人、遺児、傷病者等とし、しかも上に薄く下に厚く赤紙返り者關係者の下級者に重きを置きまして、傷病者恩給におきましては、階級制を撤廃するなど多分に社会保障的な考慮を払われている点に私は満腔の賛意を表するものであります。

去る二月中旬社会党中央委員会は、旧軍人等恩給に對する態度について発

表されたのでありますが、われわれの最も了解に苦しむところは、旧軍人関係の恩給は国民年金制度へ移行さすべきものとしておりますが、文官恩給については別扱いになっておる点であります。国民年金制度の実施につきましては、政府におきましてもその用意があることをしばしば答弁しておられるのでありますから、われわれもこれを了といたしまして、そのすみやかなる実現を期待するものであります。国民年金制度が将来実施されましても、恩給制度はこれと関連を持ちつつも別個に存続すべきものと考へるのであります。因と特別な使用関係にある者とその他の一般の者とを一緒にするわけには参りません。このことは現に国民年金制度をとつておる欧州各国の事例に徴しててもそうなつておるのであります。ゆゑにわれわれは恩給制度を国民年金制度に移行さすべきものとする社会党の主張には反対であります。のみならず、その移行に當つては文官恩給のみを別扱いにせんとする態度は全く筋の立たない公党の態度であると断ぜざるを得ません。

なお恩給制度に内在するいろいろな問題は、本法案によつてもなお解決を見ざる幾多の事項があります。これらの事項につきましては去る四日の委員長の質問に對しまして、政府側を代表して今松総務長官より十分検討の上答へするといふ誠意ある答弁を得ております。このたびの改正措置は現下の財政の許す最大限のものであるといふことにつきましても十分なる理解が得られますので、私はここに本法案に賛成をするのであります。(拍手)

○福永委員長 これにて討論は結局いたしました。これより採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○福永委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○福永委員長 次に防衛庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし質疑を続行いたします。飛鳥田一雄君。

○飛鳥田委員 防衛庁設置法の一部を改正する法律案について二、三疑問とするところを伺つて今後の運営についての見通しをつけたいと思つておりますのでお伺いしたいと思います。

まず第一に伺いたいと思つておりますことは、調達庁が防衛庁に移管をせられぬ場合の職員の待遇の問題であります。従来調達庁職員は一般職でありましたが、防衛庁の職員は特別職であります。この調達庁が防衛庁に移管をせられぬ場合、調達庁の職員の方々は当然一般職として取り扱われていくものだと考へますが、もし一般職でありますならば、今まで全国調達庁職員労働組合という組合を結成してやつてこられたと思いますが、当然このことは可能であると思つておりますが、この点についてどう考へておられますか。また防衛庁長官は、もし全調達の組合結成がそのまま続けられていくことを当然だと考へておられますならば、この全調達とどういふ労働関係をどういふかされるのか、また防衛庁に移管をいたしましたために特別今までより以上の弾圧的な処置にお出になる意図があるかどうか、こういう点を防衛庁長官にお伺いしたいと思います。

○津島國務大臣 お答えいたします。調達庁が防衛庁の外局として本法において充てたいたしました場合の職員の身分、給与、待遇等の問題についての御質問であつたと思つております。仰せになりますように、防衛本庁の職員は自衛隊法によって規律される特別職であり、その改正後におきましても、従来通り一般職たる身分を保持、継続する考えでございます。従いまして給与の面その他待遇諸般については現状と何ら変更を見ない、そういう方針で処理したいと思つております。なお具体的に職員組合の問題については御質疑がありました。この点につきましては、従来通りそういう方針に即応いたしました。従来通りそういう組合またそれに伴う諸般の問題を処理する考えでございます。一言にして申しますれば、現状を何ら変更を生じない、こういうことでございます。

○飛鳥田委員 そういたします。將來も調達庁の職員が一般職であるといふことに変更はない、この点について何らかの変更を加へる意図をお持ちにならないといふふうは何つてよろしゅうございませうか。

○津島國務大臣 御質問の通りでございます。一般職たる身分は今後には変わつて變更いたしません。

○飛鳥田委員 そういたしますと防衛庁職員は特別職であり、調達庁の職員は一般職である、こういうふうになつて参りますが、この二つの関連をどういふふうに考へられるのか。たとえば防衛庁の機関となつたものの調達庁職員に、防衛本庁の職員の人事交流、こういうものが行われるのであります。行われようと思つていらつしやる

のか、こういう点も何わしていただきたいと思つております。

○津島國務大臣 今後の防衛本庁と調達庁との人事交流の問題でございます。これは適材適所、また本人の希望等を考慮いたしまして、職務の運行上非常にそれが適当であると思つております。この事実は、すでに現在においても行なつておるところでございます。ただその身分関係は、調達庁の職員たる間は、今申しましたような一般職の適用がある、こういうことははっきり実行したいと思つております。

○飛鳥田委員 非常に御明快なお話でよくわかりますが、そういたしますと、調達庁のごく末端——下部と申します。地方に調達局が七局あります。さらに地方調達事務所というものが三十力所くらいあります。こういう職員の中には、都道府県庁から移管された職員なども約五百名くらいおられるのであります。こうした下部、末端の方々についても同様に考へてよろしゅうございませうか。

○津島國務大臣 私の申し上げましたことは、調達庁職員全体に関連してのお答えでございます。従つて中央たること、また仰せの地方に勤務するものたることは、ただいままで申し上げたことを適用したい、こう考へております。

○飛鳥田委員 調達庁では、非現業の官庁ではありますけれども、業務の内容が現業以上のものが多々ございまして、職員の代表の方々が人事院に對し、給与の二二三の調整という行政措置の要求を出しておる。こういう話を私たちは聞いておられます。こういう面からも調達庁職員と防衛本庁職員との間

の差別待遇というものがあつたのではないか、こういう心配を持つておられる向きもありますが、こうした点でも調達庁職員と防衛本庁の職員との差別待遇というものをなさらないといふお心持でございますか。

○上村政府委員 私からお答へ申し上げます。調達庁職員と防衛庁職員とは、特別職と一般職の関係でございます。給与の基礎その他につきましては、違ひますけれども、差別待遇をしていただくかのようにお願いをいたした。またそのように了承を得ております。調整の問題につきましては、以前と變りなく人事院にお願いをいたし、人事院において目下検討中でございます。

○飛鳥田委員 今の差別待遇をしないといふことについてお願いをし、了承を得ておる。こういうお答へでした。防衛庁長官は了承をお与へになつていらつしやるのでございませうか。

○津島國務大臣 調達庁職員につきましては、私は、御質問の中に触れなかつたかと思つて、多年非常にむづかしい仕事を担当しておる、また將來においてもこの仕事を非常に困難であるといふことを想像しておる。今日までいふん苦心努力をされた方々でございます。私は、私の担当大臣として、非常に敬意を表し、できるだけのことをしていこうと思つておられます。今の給与の問題につきましては、調達庁長官からお答へした通りと私としてやつていきたい、こういう意味でいろいろ苦慮いたしておるところでございます。

○飛鳥田委員 私がこんなことをしつこく伺ひますのは、調達庁はかつて一万二千名近くも職員がおられたわけ

す。それが毎年々々首切りになり、そして減員になって参りました。こういふふうにごんごん年次を経ることに減つていく、こういうことは現在働いている人々にも非常な不安を与えるわけです。そういう不安が一刻も早く解消するようにという心持で実はいろいろなことを申し上げてみたわけでありす。今後こういつた身分上の不安あるいは首切りの強制措置、こういうようなことが起らないように御努力をいたされるものかどうか、非常に先のことだからわからぬとおっしゃられればそれきりでありすが、一つ長官の御決意のほどを伺わせていただきたいと思ひます。

○津島国務大臣 お答えいたします。仰せの通りです。調達庁は多年非常な苦勞をした、そういうふうな状態でございます。しかしながら現在の情勢といたしましては漸次減員の傾向にある、仕事の縮小というふうな趨勢をたどつていくというふうなことでございすが、三十三年度においても百三十五人の減員を見ておる。しかしながらこれらの方々に対しては、自分の仕事の能力、またその場所等に依じて今後においても十分なる仕事の機会を与えるように、私は十分努力いたしたいと思つておる次第でございます。これには関係官庁その他の方面特に防衛本庁においては、この点について十分協力いたして御意旨にありましたような点について十分今後措置をいたしたい、こう考へておる次第でございます。

○飛鳥田委員 職員の身分の関係については大体わかりました。そこで最後に一、二防衛庁に移りました場合の調達庁の性格について何つておきたいと思ひます。防衛庁に調達庁が移管をせられますが、調達庁が今までやって参りました行為というものは米軍のための調達行為であります。決して自衛隊のものに對する調達行為ではありません。ところが防衛庁にこれが移管をせられますと、調達庁は防衛機構の一機関である、あるいは一環であるといふような考へ方が出てくるのではなからうか、こういう感じがいたすのであります。すなわち防衛庁の付属機関となりす以上は、防衛庁そのものに左右され、日本の防衛機構の一環に性格を變更されていくんではないかという懸念を感ずるのであります。一体そういう懸念が真実であるかどうか、かりに機構的には移りましたも、従来と變りない仕事をやっていくものであるかどうか、この点について調達庁の根本的な性格を何つておきたいと思ひます。

○津島国務大臣 お答えいたします。防衛庁と調達庁はその規律される法律の根拠は異なつております。その意味におきましてかりに外局とするような組織上の變更がございしても、調達庁はその根拠法に基いた仕事をやるわけでございます。その間はつきりとした区別、職能の分野があるのでございす。もちろん一つの庁の外局となつた場合、長官のもとにこれが事務の上で統合されるということは当然のことでございます。しかしながらその仕事の分野においては截然たる区別をもつて、きわめて公正に法規の命ずるところに従つて厳正に処置をいたしたい、従つてその職能の紛争はやらさないつもりでございます。ただ便宜といたしましては、一つの長官のもとに統合されるということによつて利益のあるものももちろんこれを活用する、こういうことでございまして、御懸念の点は実際の運営においてはないと私は考へております。

○飛鳥田委員 もし今お答えをいたさされたようなことでありますと、そこで疑問が出てくるのであります。調達庁も防衛庁も総理府の外局であります。調達庁を防衛庁の機関とするといふことは、結局調達庁の性格が総理府の二重の外局になるような感じがするものであります。この点はどう考へになるのでしょうか。

○上村政府委員 現在調達庁も防衛庁も並びまして総理府の外局でございます。調達庁は総理府の外局である防衛庁に置かれる機関ということになります。両者の相違しますところは、おのおの行政機関の長の権限によつて明白になつておりまして、従ひまして、二重の外局というふうな概念とはやや異なりまして、独自の任務権限を持った機関が防衛庁に置かれる、一人の大臣の下に指揮、運営されるということになるわけでございます。

○飛鳥田委員 調達庁の性格はわかりました。そこで私たちがこんなふう考へておるのです。調達業務というものは、どこの官庁にもみなあるわけですから、おのおの官庁が思い通りに自分の省、局、こういふものの調達を行なつていく、こういうことは非常にもつたやうな部分が出るのじやないか、こう考へてみますと、官庁の統一調達というふうな意味のことが将来計画されるような可能性もあり、そういうこともいいことじやなからうか、こんなふう考へられるわけですか。

また日本の国土開発などという問題も相当問題になつておりますが、日本の国土開発調達というふうなことも一まとめにやつてみたかどうか、こういふようなことも考へられるのであります。防衛庁長官は、将来調達庁を御自分の指揮下にあるものとして、そういう官庁統一調達業務を行うとか、国土開発調達を行うとか、非常にスケールの大きな、国家的といつても今のは国家的でないのかといつておしかりを受けるかもしれませんが、国家的の大きな業務を行うものに育てていくといふような考へは持つていらつしやるかどうか、将来の防衛庁の行方として御意見を伺いたいと思ひます。

○津島国務大臣 官庁の物資の調達問題について御意見があつたようでございす。これは行政機構の改革と申します。行政の事務効率、経費の節約といったような部分から多年研究されてきた問題だと私は承知しておりす。問題の調達庁を今後どういたすか、今後の処理をどうするかという問題は、十分検討しなければならぬと思ひます。先ほど申し上げましたように、駐留軍の設備提供その他の業務がだんだん減少の傾向にある場合、しかも非常に十分な訓練、経験を持つた方々がおられるわけでございます。そういう方々の知識経験を活用すべからう、同時に行政事務の効率も上るといふような部分にこれをどう活用するかという問題は、お説のごとく私は非常に関心を持つべき問題であると思ひます。ただ今どういふ方向に持つていくかといふことについては、考慮はいたしておりますが、ここで具体的にどういつた方針に向けていくかといふことを申し上げる段階に至つておりませんが、御指摘の点については十分検討を加えたい、こう存する次第でございます。

○飛鳥田委員 最後に質問というよりは要望を申し上げておきます。調達庁の職員の方々は、防衛庁に移りますことによつて、何か軍隊的な統率を受けるのではなからうかといふような、いわれもないとあなたの方ではおつしやると思ひますが、そういう不安を持つております。また労働組合の皆さん方も、今までと違つた状態が出やしないか、こういう不安を持つておられます。一つ長官の方から、積極的にそういう不安を打破するような態度をとつていただきたい。すなわち調達庁の労働組合の方々、職員組合の方々が団体交渉等、こういうふうなことを長官と折衝をしたいような場合には、長官の方から進んで話し合ふ態度を持つていただきたい、こういうふうな私たちは考へております。労働組合は今まで通りにやつてよろしいといふお答えでありましたから、さらに一歩進んで、そういう十分に話し合ふ態度をとつていただきますようにお願いをしたいと思います。これは私の要望でありますから、お答えはいただかなくてもけっこうなんであります。もしお考へがありましたら、何れもお願いをいたして、私の質問を終りたいと思ひます。

○津島国務大臣 ただいまの御要望は、十分その趣旨に沿つて今後本案が成立した暁においては、調達庁職員に對しても所信を十分伝えたい、こう考へております。

○福永委員長 これにて本案について

の質疑は終了いたしました。本案に対し前田正男君より修正案が提出されており、この際前田正男君提出の修正案を議題とし、提出者よりその趣旨説明を求めます。前田正男君。

○前田(正)委員 この際修正案を提出したいと思っております。まず修正案の案文を朗読いたします。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

防衛庁設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和三十三年」を「昭和三十三年」に改める。

附則第五項中別表第一の改正に関する部分を次のように改める。

別表第一に備考として次のように加える。

備考 調達官は、防衛庁に置かれるものとする。

附則第六項中「三、二七二人」を「三、一三七七人」に改める。

附則第十一項中「及び第四十九条第四項」を「及び第四十九条第四項及び第四百条の二」に改める。

この際修正案の理由及び概要について御説明申し上げます。

この法律案は、当初昭和三十三年八月一日をもって施行日とすることとしたものでありますが、同日までに審議を終了しないままに今日に至っておりますので、施行日に関する規定及びその他の法律の改正に関する規定について若干の技術的修正を必要とすることとなった次第であります。

まず第一に、原案で昭和三十三年八月一日を施行日と定めておりましたのを、昭和三十三年八月一日をもって施行日とすることいたしました。

次に、第二に、国家行政組織法別表第一の改正に関する規定について経済企画庁設置法の一部改正の審議を考慮して所要の修正を加えました。

第三に、行政機関職員定員法の改正に関する規定について、別に同法の一部改正により調達官の定員が三千二百七十二人から三千三百三十七人に改められることになっておりますので、この法律においても所要の修正を加えようとするわけでありまして、

第四に修正いたしました点は、この法律案の附則第十一項中の自衛隊法の一部改正に關する部分であります。すなわち別に自衛隊法の一部改正により、新たに同法に付加されることになりました第百条の二中、防衛庁の付属機関という文句を他の同様の文句と同じく防衛庁本庁の付属機関に改めるための修正であります。

以上をもちまして、防衛庁設置法の一部を改正する法律案に關する修正案の理由及び概要の説明を申し上げます。何とぞ御賛成をお願いいたします。

○福永委員長 修正案についての趣旨説明は終了いたしました。これより原案及び修正案を一括して討論に入るの次第であります。何とぞ御賛成をお願いいたします。

○福永委員長 修正案についての趣旨説明は終了いたしました。これより原案及び修正案を一括して討論に入るの次第であります。何とぞ御賛成をお願いいたします。

○福永委員長 修正案についての趣旨説明は終了いたしました。これより原案及び修正案を一括して討論に入るの次第であります。何とぞ御賛成をお願いいたします。

○福永委員長 修正案についての趣旨説明は終了いたしました。これより原案及び修正案を一括して討論に入るの次第であります。何とぞ御賛成をお願いいたします。

○福永委員長 修正案についての趣旨説明は終了いたしました。これより原案及び修正案を一括して討論に入るの次第であります。何とぞ御賛成をお願いいたします。

○福永委員長 修正案についての趣旨説明は終了いたしました。これより原案及び修正案を一括して討論に入るの次第であります。何とぞ御賛成をお願いいたします。

○福永委員長 修正案についての趣旨説明は終了いたしました。これより原案及び修正案を一括して討論に入るの次第であります。何とぞ御賛成をお願いいたします。

立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○福永委員長 起立多数。よつて、防衛庁設置法の一部を改正する法律案は修正案通り修正議決いたしました。

ただいま議決いたしました両案に關する委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○福永委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように取り計らいます。

○福永委員長 この際お諮りいたします。第二十七回国会より継続審査となつております石橋政嗣君外二十三名提出の駐留軍関係離職者等臨時措置法案につきまして、成規の手續をもって撤回の申し出がおりますが、本案はすでに委員会の議題といたしておりますので、衆議院規則第三十六条によりまして、本案の撤回を許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○福永委員長 御異議なしと認めます。よつて本案の撤回を許可するに決しました。

○福永委員長 駐留軍関係離職者等臨時措置法案起草に關する件については、議事を進めます。本件につきましては、過日の理事会の協議の結果、駐留軍関係離職者等臨時措置法案は両党の間で調整することになっており、保科理事及び石橋理事の間でお打ち合せを願つていたのでありますが、両君お打ち合せの結果、本日両君より草案が提出された次第であります。本草案の趣旨はこれを省略し、会議録に譲ることといたします。本草案について、保科連四郎君よ

りその説明を求めます。保科連四郎君。駐留軍関係離職者等臨時措置法案 駐留軍関係離職者等臨時措置法

目次  
第一章 総則(第一条・第二条)  
第二章 駐留軍関係離職者等対策協議会(第三条・第九条)  
第三章 駐留軍関係離職者等に対する特別措置(第十条・第十四条)

附則  
第一章 総則  
(目的)  
第一条 この法律は、日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊又は本邦の領域内にあつた国際連合の軍隊の撤退等に伴い、多数の勞務者が特定の地域において一時に離職を余儀なくされること等の実情にかんがみ、これらの者に対し特別の措置を講じ、もつてその生活の安定に資することを目的とする。  
(定義)  
第二条 この法律において「駐留軍関係離職者」とは、次の各号に掲げる者であつて、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊(以下単に「アメリカ合衆国の軍隊」といふ)の撤退、移動、部隊の縮小若しくは予算の削減その他これらに準ずる政令で定める事由の発生に伴い、又は日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定(以下「国際連合軍協定」といふ)に基き本邦の領域内にあつた国際連合の軍隊(以下単に「国際連合の軍隊」といふ)の撤退に伴い、離職を

余儀なくされたものをいふ。  
一 アメリカ合衆国の軍隊に勞務を提供するため、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基き行政協定(以下「行政協定」といふ)第十二条第四項の規定及び調達官設置法(昭和二十四年法律第二百二十九号)第四條第十三号の規定により調達官長官が締結した契約に基き国が雇用する者  
二 行政協定第十五条第一項(前段)に規定する諸機関が雇用する者  
三 もつぱら、アメリカ合衆国の軍隊がその維持のためにする調達に應ずるため、個人又は法人が雇用する者  
四 国際連合の軍隊に勞務を提供するため、国際連合軍協定第十四條第六項の規定及び調達官設置法第四條第十三号の規定により調達官長官が締結した契約に基き国が雇用してゐる者  
五 国際連合軍協定第九條第一項前段に規定する諸機関が雇用してゐる者  
六 もつぱら、国際連合の軍隊がその維持のためにする調達に應ずるため、個人又は法人が雇用してゐる者  
七 前各号に掲げる者に準ずる者であつて政令で定めるもの

第二章 駐留軍関係離職者等対策協議会の設置  
第三条 總理府に、中央駐留軍関係離職者等対策協議会(以下「中央協議会」といふ)を置く。

五

五

五

(中央協議会の所掌事務)

第四条 中央協議会は、第一条の目的を達成するため、駐留軍関係離職者等に対する施策について関係行政機関相互の連絡調整を図るものとする。

(中央協議会の組織)

第五条 中央協議会は、会長及び委員十二人以内をもつて組織する。会長は、総理府総務長官をもつて充てる。

3 委員は、関係行政機関の職員の中から、内閣総理大臣が任命する。

4 専門の事項を調査させるため必要があるときは、中央協議会に専門委員を置くことができる。

5 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者の中から、内閣総理大臣が任命する。

6 会長、委員及び専門委員は、非常勤とする。

(意見の聴取)

第六条 中央協議会は、必要があるときは、駐留軍関係離職者又は第二条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる者に該当する労働者である者の意見を代表する者から、その意見をきくことができる。

(中央協議会の庶務)

第七条 中央協議会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。

(政令への委任)

第八条 第三条から前条までに定めるもののほか、中央協議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県駐留軍関係離職者等対策協議会)

第九条 都道府県は、その区域内に

おいて多数の駐留軍関係離職者が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、当該都道府県における駐留軍関係離職者等に対する施策について関係行政機関相互の連絡調整を図るため、条例で、都道府県駐留軍関係離職者等対策協議会(以下「都道府県協議会」という。)を置くことができる。

2 都道府県協議会に關し必要な事項は、条例で定める。

3 国は、都道府県が都道府県協議会を置いたときは、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、当該都道府県協議会に要する経費の一部を補助することができる。

第三章 駐留軍関係離職者等に対する特別措置

(職業訓練等についての特別措置)

第十条 駐留軍関係離職者又は第二条第一号から第三号まで若しくは第七号に掲げる者に該当する労働者である者に対する公共職業訓練については、必要に応じ、一般職業訓練所又は総合職業訓練所の設置、新たな教科の追加、夜間における職業訓練等特別の措置が講ぜられるものとする。

2 国は、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、一般職業訓練所に係る前項の特別の措置に要する経費の全部又は一部を負担することができる。

3 調達庁長官は、調達庁設置法第九条第三号に掲げる事務として、第二条第一号に掲げる者に該当する労働者である者が離職した場合

にすみやかに他の職業に就くことができるようにするため、講習会の開催等職業に必要な知識技能を授けるための特別の措置を講ずることができる。

(駐留軍関係離職者のための住宅)

第十一条 国は、アメリカ合衆国の軍隊から返還された国有財産(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)に規定する国有財産をいう。以下同じ。)であつて駐留軍関係離職者の住宅の用に供することを適当と認めるもの及びその他の国有財産で第二条第一号に掲げる者の住宅の用に供されていたものを、必要がある場合においては、駐留軍関係離職者の就職を容易にするためその臨時の住宅の用に供するよう配慮するものとする。

(返還された国有の財産の譲渡及び貸付)

第十二条 国は、アメリカ合衆国の軍隊から返還された国有の財産(国有財産及び物品管理法(昭和三十一年法律第十三号)に規定する物品のうち国が所有するものをいう。以下同じ。)を、駐留軍関係離職者が有する株式若しくは出資の金額の合計額がその資本の額若しくは出資の総額の二分の一をこえる法人又はその経営する事業に従事する従業員の過半数が駐留軍関係離職者である法人に対し、譲渡し、又は貸し付けることができる。ただし、国有財産法その他国有の財産の管理及び処分に関する他の法令の規定の適用を妨げない。

(資金の融通のあつせん)

第十三条 関係行政機関は、駐留軍関係離職者の経営する事業、前条に規定する法人の経営する事業その他多数の駐留軍関係離職者が関係している事業について、駐留軍関係離職者の自立に資するため、その必要とする事業資金の融通のあつせんに努めなければならない。

(特別給付金の支給)

第十四条 政府は、昭和三十三年六月二十二日において現に第二条第一号に掲げる者に該当する労働者である者であつて、政令で定める期間以上在職したものが、同日以後において、アメリカ合衆国の軍隊の撤退、移動、部隊の縮小又は予算の削減その他政令で定める理由の発生に伴い離職を余儀なくされ、又は業務上死亡した場合に、又は業務上死亡した場合に、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、当該離職を余儀なくされた者若しくはその者の遺族又は当該死亡した者の遺族に対し、特別給付金を支給することができる。

第十五条第一項の表中雇用審議会の項を

設置法(昭和三十三年法律第六号)の規定によりその権限に属せしめを行うこと。

離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第六号)の規定により、駐留者等に対する施策について関係互の連絡調整を図ること。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 職業訓練法(昭和三十三年法律第十号)(附則第二條第一項の規定を除く。)の施行の日までは、第十条中「公共職業訓練」とあり、又は「職業訓練」とあるのは「職業補導」と、「一般職業訓練」とあるのは「一般職業訓練所」とあり、又は「一般職業訓練所」とあるのは「公共職業補導所」と、「教科」とあるのは「補導科目」と読み替へるものとする。

3 この法律は、公布の日から起算して五年を経過した日にその効力を失ふ。

4 総理府設置法(昭和二十四年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

雇用審議会	雇用審議会 十一号)の られた事項
中央駐留軍関係離職者等対策協議会	駐留軍関係 三年法律第 軍関係離職 行政機関相

に改める。

(調達庁設置法の一部改正)  
5 調達庁設置法の一部を次のように改正する。  
第四条第十七号の次に次の一号を加える。

十七号の二 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第...号)の規定に基づき、特別給付金を支給すること。

第九条に次の一号を加える。  
四 第四条第十七号の二に規定する特別給付金に關すること。

理由

日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊又は本邦の領域内にあつた国際連合の軍隊の撤退等に伴い、多数の労働者が特定の地域において一時に離職を余儀なくされること等の実情にかんがみ、これらの者の生活の安定に資するため、特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○保科委員 駐留軍関係離職者等臨時措置法案について申し上げます。

御承知のごとく、駐留軍関係労働者中の大部分の者が、長期にわたり、言語、風俗、習慣等の異なる特殊な環境の中で、連合国または米国等に対するわが国の義務履行に協力して参つておられるのでありますが、昨年岸総理が渡米の際、国策として米駐留軍の早期撤退を申し入れ、日米双方が合意したいわゆる岸・アイク共同声明以来、多数の関係労働者が、特定の地域において、自己の意思によらないで、突発的に離職を余儀なくされている一方、その転

職が非常に困難である国内情勢等にかんがみまして、これらの者の生活の安定に資するため、特別の措置を講じようとするのが本案の趣旨であります。その要旨を御説明申し上げますと、第一に、駐留軍関係離職者等の対策について連絡調整をはかるため、総理府に中央駐留軍関係離職者等対策協議会を設置することでありまして、

第二に、都道府県が、都道府県駐留軍関係離職者等対策協議会を設置したときは、政令の定めるところにより、経費の一部を国が補助することができるといたすことでありまして、

第三に、関係離職者等の職業訓練のため必要に応じ、一般職業訓練所または総合職業訓練所の設置等の措置が講ぜられるものとし、これに要する経費は国がこれを負担することとし、さらに在職中から必要な知識技能を授けるための特別措置を講ずることができるといたすことでありまして、

第四に、返還固有財産のうち、関係離職者の住宅に供することを適当と認めるもの及びその他の固有財産で住宅の用に供されていたものは、必要がある場合には、関係離職者の就職を容易にするため、臨時居住施設の用に供するよう配慮されなければならないことといたすことでありまして、

第五に、関係離職者が所有する株式または出資金額の合計額が、その資本及び従業員の出資総額の二分の一以上の法人である法人に対しましては、米駐留軍から返還された固有の財産を、通常の条件よりも有利な条件で譲渡または貸付をすることができるといたすこととあります。

第六に、関係離職者の経営する事業等が円滑に運営されるようにするため、関係行政機関はその事業に必要な融資のあつせんに努めなければならないことといたすこととあります。

第七に、昭和三十三年六月二十二日において政府雇用の関係労働者であつた者が、同日以後において米駐留軍の撤退等によつて離職を余儀なくされ、または業務上死亡した場合には、政令の定めるところにより、離職者または遺族に対して特別給付金を支給することができるといたすこととあります。

その他本法は、公布の日から施行し、滿五年をもって失効するとしていたしているほか関係法律に所要の改正を加えておきます。

なお、本案施行に要する経費は、本年度予算に繰り込み済みであります。以上であります。

○福永委員長 この際本案について内閣の意見を承ることにいたします。今松総務長官。

○今松政府委員 ただいま御提案の法律案につきましては、昨年九月十四日開議において決定しました離職者の措置に対する閣議決定の線に沿つたものであります。この法案が成立いたしましたならば、政府といたしましては十分にその趣旨を尊重して実行に移したいと思ひます。賛成であります。(拍手)

○福永委員長 お諮りいたします。本案を委員会の成案とし、委員会提出の法律案といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」  
○福永委員長 御異議なしと認めま

す。よつてそのように決定いたしました。なお本法律案に關する提出手續等につきましても、委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」  
○福永委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決定いたしました。

次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。  
午前十一時五十九分散会

〔参照〕

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九四号)に關する報告書  
防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、第二十六回国会閣法第一五五号)に關する報告書  
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年四月十一日印刷

昭和三十三年四月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局